

MHM Asian Legal Insights

第 168 号 (2024 年 10 月号)

森・濱田松本法律事務所 アジアプラクティスグループ
(編集責任者: 弁護士 武川 丈士、弁護士 小松 岳志)

今月のトピック

1. インドネシア : [フランチャイズに関する新政令の施行](#)
2. タイ : [カジノ合法化に向けた法案の公表](#)
3. シンガポール : [決済サービス業者のライセンスに関するガイドラインの改訂](#)
4. フィリピン : [2023 年インターネット取引法施行細則の施行](#)

今月のコラム [一チートデイしてごめんなさい \(シンガポール\)](#) -

はじめに

このたび、森・濱田松本法律事務所アジアプラクティスグループでは、東南・南アジア各国のリーガルニュースを集めたニュースレター、**MHM Asian Legal Insights 第 168 号 (2024 年 10 月号)** を作成いたしました。今後の皆様の東南・南アジアにおける業務展開の一助となれば幸いに存じます。

※本レターに記載した円建て表記は、ご参照のために、各現地通貨を現在の為替レートで換算したものとなります。

1. インドネシア：フランチャイズに関する新政令の施行

インドネシア政府は、2024 年 9 月 2 日にフランチャイズに関する政令 35 号（「新政令」）を公布・施行しました。新政令の施行により、2007 年に制定されたフランチャイズに関する政令 42 号（「旧政令」）が廃止されています。

新政令の内容には新たに規定された事項も含まれますが、旧政令の下位規則であるフランチャイズ組織に関する商業大臣規則 2019 年 71 号の内容が明確化の上で反映された事項も多く含まれます。なお、同商業大臣規則は新政令と矛盾しない範囲で有効とされています。

本レターでは、新政令において重要と思われるものについて、主にフランチャイザーの観点から説明します。

(1) フランチャイズ事業を行うための要件

インドネシアにおいてフランチャイズ事業を行おうとするフランチャイザー（又はサブフランチャイザー。以下同じ。）は、新政令に基づき、以下の各要件を満たす必

MHM Asian Legal Insights

要があります。

(a) 事業要件

旧政令下では、事業としての特性を有すること、商品・サービス提供のための業務手順を有すること、フランチャイズ事業の教育・実施が容易であること、といった事業要件が課されていましたが、新政令下では、これらの事業要件が詳細化され、上記に加えて、人材管理、店舗の立地選定、広告戦略等に関する業務手順を有すること等が新たな事業要件として求められています。

(b) 事業継続・収益性要件

旧政令下では、フランチャイズ事業について、少なくとも過去 5 年間事業を継続し、当該期間において収益性のある事業を営んできていることが事業継続・収益性要件として課されていましたが、新政令下では事業継続・収益性要件は過去 3 年間の期間に短縮されています。

(c) 知的財産権保有要件

旧政令下では、フランチャイズ事業に関する知的財産権を有することが求められていたものの、当該知的財産権が登録手続中であっても知的財産権保有要件を充足するとされていました。

しかし、新政令下では、登録手続中の知的財産権をもって知的財産権保有要件を充足することは認められなくなり、下記のとおりフランチャイズ目論見書をオンライン登録する時点で登録済みの知的財産権の保有が求められています。

(d) 継続的サポート要件

フランチャイザーは、フランチャイジー（又はサブフランチャイジー。以下同じ。）に対し、継続的なサポートを提供することが求められています。継続的サポート要件については、旧政令からの変更はありません。

(2) フランチャイズ目論見書

インドネシアにおいてフランチャイズ事業を行おうとするフランチャイザーは、旧政令下では、フランチャイジーに対しフランチャイズ事業に関するオファーを行う際にフランチャイズ目論見書を提供し、フランチャイズ契約締結前に同書面を商業省に登録してから、Surat Tanda Pendaftaran Waralaba (STPW) と呼ばれる事業許可を取得する必要がありました。

他方で、新政令下では、フランチャイザーは、遅くともフランチャイズ契約締結の 14 日前までに、フランチャイジーに対しフランチャイズ目論見書を提供し（同期限については商業大臣規則 2019 年 71 号で既に定められていました。）、同書面を、イ

MHM Asian Legal Insights

インドネシアにおけるライセンス申請のオンラインプラットフォームである事業許認可統合電子サービス（「OSS」）上で登録し、フランチャイズ契約締結前に STPW を取得しておくことが求められています（なお、フランチャイジーについては、実際の事業開始前までに STPW の取得が必要となります。）。

フランチャイズ契約締結前のフランチャイズ目論見書の提出期限、STPW 取得のタイミング自体は新政令・旧政令（下位法令を含む。）間での変更はありませんが、新政令では、ライセンス申請システムの変更に伴う修正がなされています。

また、フランチャイズ目論見書の内容としては、旧政令下で必要とされていた記載事項（例えばフランチャイザーの組織図やフランチャイジーリスト等）に加え、新政令下では事業モデルの詳細やフランチャイザー・フランチャイジー双方の権利義務等新たな記載事項が追加されています。

(3) 事業許可 (STPW)

STPW の取得に関して、新政令で新たに定められた事項として、外国法人であるフランチャイザーが STPW を取得するにあたっては、フランチャイズ目論見書の OSS への登録時の添付資料として、自国における事業許可証（領事認証又はアポストイーユが必要）及びフランチャイズ事業の継続性に関する証書（領事認証等が必要。なお、条文上はアポストイーユ認証によることの可否については明記されていません。）が必要となります。

また、STPW の有効期限については、旧政令下では、有効期限が 5 年と定められており、満了時に更新手続が必要とされていたところ、新政令下では、当該有効期間の定めが廃止され、更新手続は不要とされています。既に旧政令に基づき STPW を保有している者が期間満了を迎えた場合、当該時点で新政令に基づき新たな STPW を取得する必要があります。

外国企業によるインドネシアでのフランチャイズ事業は多くみられるところであり、新政令は、旧政令及び商業大臣規則 2019 年 71 号に比して追加的な要件を課しているものも含まれ、契約締結までに対応すべき事項も増えていることから、フランチャイズ契約締結前の準備がより一層重要になってくるものと思われます。

弁護士 竹内 哲
☎ +65-6593-9755（シンガポール）
✉ tetsu.takeuchi@mhm-global.com

弁護士 花村 大祐
☎ +62-81-181123400（ジャカルタ）
✉ daisuke.hanamura@mhm-global.com

MHM Asian Legal Insights

2. タイ： カジノ合法化に向けた法案の公表

タイでは、賭博法（Gambling Act）に基づき、賭博行為が規制されていますが、近年、観光を促進するため、カジノの合法化が検討されています。本レターでは、新たに公表された、複合娯楽施設法案（Entertainment Complex Business Act：「本法案」）の概要について説明します。

(1) 複合娯楽施設の定義

本法案が成立した場合に営業が可能となる複合娯楽施設とは、カジノと以下に掲げるエンターテインメントのうち4種類以上を組み合わせた施設をいいます。

- (a) デパート
- (b) ホテル
- (c) レストラン、ナイトクラブ、ディスコ、パブ、バー
- (d) スポーツスタジアム
- (e) ヨット、クルージング・クラブ
- (f) ゲーム会場
- (g) プール、ウォーターパーク
- (h) 遊園地
- (i) タイの文化や OTOP（一村一品運動）を広めるエリア
- (j) その他、政策委員会（本法案によって新たに設置される機関）が定める事業

(2) 事業者の要件

複合娯楽施設を運営する事業者は、タイで登記された払込済資本金 100 億バーツ（約 450 億円）以上の非公開会社又は公開会社である必要があります。取締役の国籍に制限はなく、営業ライセンスを取得した会社は、公開会社法上（Public Limited Companies Act）の取締役構成に関する規定適用が免除されます。さらに、外国人事業法（Foreign Business Operation Act）の適用免除も受けることができます。

事業者は、政府機関から営業ライセンスを取得する必要があり、当該ライセンスの有効期間は30年となります（10年を超えない期間の延長が認められる可能性あり）。営業ライセンスを取得・維持するためには、政策委員会が本法案に規定される上限金額内で決定した初期ライセンス料及び年間ライセンス料を支払うこととなります。

(3) 運営に対する規制

本法案は、複合娯楽施設の運営について、以下の規制を定めています。

MHM Asian Legal Insights

- カジノの運営に関する制限

カジノは、複合娯楽施設内で、営業ライセンスを取得した事業者によってのみ営業することが許可され、また、その種類は本法案に明記されているものに限定されます。また、インターネットを通じて施設外の個人が遠隔からギャンブルを行うことを防ぐため、賭博行為のためのオンラインによるアクセス等は禁止されます。

- 年齢・国籍に関する制限

20歳未満の者、入場を禁止された者、登録及びカジノ入場料の支払いを行っていないタイ国籍の者は、カジノエリアに入場できないものとされています。

- 雇用に関する制限

カジノは、政策委員会が決定するタイ人従業員及び外国人従業員の雇用比率を維持しなければならないものとされています。

- マーケティングに関する制限

事業者が、カジノに関連する勧誘、広告、宣伝等を行うことは禁止されます。また、第三者が事業者に代わってマーケティング活動を行うことも禁止されます。

本法案は、2024年8月にパブリックヒアリングを完了しており、近々内閣に提出されることが想定されています。カジノの合法化については反対意見も多く存在すると言われていることから、本法案の成否が注目されます。

弁護士 秋本 誠司

☎ +66-2-009-5166 (バンコク)

✉ seiji.akimoto@mhm-global.com

弁護士 中ノ瀬 遥

☎ +66-2-009-5149 (バンコク)

✉ haruka.nakanose@mhm-global.com

3. シンガポール：決済サービス業者のライセンスに関するガイドラインの改訂

2024年7月26日、シンガポール金融管理局（Monetary Authority of Singapore：「MAS」）は、決済サービス法（Payment Services Act 2019：「PSA」）に関する改訂版ガイドラインを発行しました。同ガイドラインは、決済サービス業者の適格基準及び申請手続の詳細を定めるものであり、今回の改訂では、決済サービス業者のライセンス取得に関する事項がアップデートされ、2024年8月26日から施行されています。

本レターでは、PSAの概要を俯瞰しつつ、改訂版ガイドラインにおいて新たに盛り込まれた申請手続要件について、ご紹介します。

(1) PSAの概要

PSAは、シンガポールの決済サービス全般を横断的に規律する法律であり、以下の7つの決済サービスが規制対象とされています。

MHM Asian Legal Insights

- (a) 口座開設サービス (Account Issuance Service)
- (b) 国内送金サービス (Domestic Money Transfer Service)
- (c) 国際送金サービス (Cross-Border Money Transfer Service)
- (d) 決済処理サービス (Merchant Acquisition Service)
- (e) 電子マネー発行サービス (E-Money Issuance Service)
- (f) デジタル決済トークンサービス (Digital Payment Token Service : 「DPT」)
- (g) 両替サービス (Money Changing Service)

そして、PSA 上、上記の決済サービスを提供する者は、提供する決済サービスに応じて、以下の 3 種類のうちいずれかのライセンスを取得する必要があります。

- ① 標準決済機関 (Standard Payment Institution : 「SPI」) ライセンス
- ② 主要決済機関 (Major Payment Institution : 「MPI」) ライセンス
- ③ 両替ライセンス

(2) 改訂版ガイドラインの概要

改訂版ガイドラインでは、ライセンス申請手続の明確化及び効率性を高めることを目的として、ライセンスの申請等の際し、大要以下の 2 つの事項を新たに要求しています。

(a) 法律意見書の提出

改訂版ガイドラインでは、①SPI、MPI ライセンス取得を申請する全ての新規申込者、又は②DPT サービスの追加を申請する決済サービス業者は、申請書と併せて、法律意見書を提出する必要があることが明記されています。

なお、当該意見書は、シンガポールの PSA に関する助言を行った経験を有する法律事務所が発行し、その中身として、申請者のビジネスモデルの簡潔な概要及び申請者の提供するサービスが決済サービスとしての規制を受けるか否かの評価を含めることが要求されています。

(b) 外部監査人の選任及び外部監査人による独立評価レポートの提出

改訂版ガイドラインでは、①上記 7 つの決済サービスのうち(f)の DPT サービスを提供しようとする新規ライセンス申込者、又は②DPT サービスの追加を申請する決済サービス業者に対し、外部監査人を選任し、当該外部監査人による独立評価レポートを提出することを義務付けています。独立評価レポートには、マネーロンダリング防止及びテロ資金供与対策 (Anti-Money Laundering and Countering the Financing of Terrorism : 「AML/CFT」) 並びに消費者保護に関する監査内容を盛り込む必要があります。特にデジタル決済トークンの取扱いについては上記の観点で手続の効率性とサービスの安全性のバランスを取ろうとする MSA の姿勢が垣間見られます。

MHM Asian Legal Insights

以上が今回の改訂に伴う主な改正点となります。なお、MAS は、2024 年 8 月 26 日以前に受け付けた申請について、原則改訂後ガイドラインの適用はないものの、個別に上記各種書面の提出を要求する可能性を示唆しています。

決済サービスは、日々複雑化・多様化してきており、シンガポール関係当局としても、決済サービス業者に関するライセンスの付与等について、手続の効率性は維持しつつも、慎重な姿勢を採用していることが窺われます。

※当事務所は、シンガポールにおいて外国法律事務を行う資格を有しています。シンガポール法に関するアドバイスをご依頼いただく場合、必要に応じて、資格を有するシンガポール法事務所と協働して対応させていただきます。

弁護士 細川 怜嗣

☎ +65-6593-9467 (シンガポール)

✉ reiji.hosokawa@mhm-global.com

弁護士 加藤 史矩

☎ +65-6593-9462 (シンガポール)

✉ fuminori.kato@mhm-global.com

4. フィリピン：2023 年インターネット取引法施行細則の施行

本レター第 160 号（2024 年 2 月号）においてお伝えしたとおり、フィリピンでは、2023 年 12 月に 2023 年インターネット取引法 (Republic Act No. 11967:「インターネット取引法」) が成立しております。インターネット取引法の施行細則として、2024 年 5 月 24 日、Implementing Rules and Regulations of the Internet Transactions Act of 2023 (「インターネット取引法施行細則」) が制定されました。インターネット取引法施行細則は、公布から 15 日後に施行されています。

(1) 適用範囲の明確化

インターネット取引法は、事業者間又は事業者と消費者の間のインターネット取引を対象とし、いずれかの当事者がフィリピンに所在しているか、又は、デジタルプラットフォーム、インターネット小売業者若しくはオンライン事業者がフィリピン市場を利用し (Availment of the Philippine Market)、これと最低限のコンタクト (Minimum Contact) がある場合に適用されます (インターネット取引法 3 条、5 条)。

このような適用範囲の定めについて、インターネット取引法施行細則は、フィリピン市場の利用 (Availment of the Philippine Market) と最低限のコンタクト (Minimum Contact) を以下のとおり定義し、その内容を明確にしております。

- フィリピン市場の利用 (Availment of the Philippine Market)

フィリピンに所在する者との間の取引又はその意向を示す行為をいい、フィリピ

MHM Asian Legal Insights

ン市場を対象とする宣伝、フィリピンにおける契約申込みの勧誘、支払いの受領又は引渡し、注文を完了するための接触、フィリピンの顧客に対する技術的サポート等の提供等を含む（インターネット取引法施行細則 2 条 a）。

- 最低限のコンタクト（Minimum Contact）

フィリピンに所在する顧客（潜在的顧客を含み、個人か法人かやその国籍を問わない。）とのあらゆる接触をいい、フィリピンに所在するユーザーが、デジタルプラットフォームを使用して、情報、商品又はサービスのやり取りを行う場合には、最低限のコンタクト（Minimum Contact）が存在するとみなされる（インターネット取引法施行細則 2 条 m）。

(2) インターネット取引行動規範

インターネット取引法は、貿易産業省（Department of Trade and Industry）が、インターネット取引に関与する事業者、消費者を含む全ての者が遵守すべき行動規範（E Commerce Code of Conduct : 「インターネット取引行動規範」）を制定する旨を定めています。これを受けて、インターネット取引法施行細則では、インターネット取引行動規範のうち、事業者が遵守すべき行為規範として、消費者が公平に取り扱われること、商品やサービスに関する正確な情報が提供されること、合意した日時、場所において商品が引き渡されること等をはじめとする様々な内容が規定されています（インターネット取引法施行細則 30 条。なお、消費者の遵守すべき規範は同 35 条）。

(3) その他

上記の他、インターネット取引法施行細則は、インターネット取引に関する貿易産業省の権限、インターネット取引局（E Commerce Bureau）の設置及び権限、オンライン事業者のデータベース（Online Business Database）の創設、違反に対する行政制裁の内容及び賦課手続等についても定めています。

施行細則の制定によりインターネット取引法の実際の執行、運用が今後本格化していくことが予想されますので、引き続き法令の状況や、関係当局の動向を注視していく必要があります。

（ご参考）

本レター第 160 号（2024 年 2 月号）

<https://www.mhmjapan.com/content/files/00069854/20240220-124928.pdf>

弁護士 園田 観希央

☎ 03-6266-8595（東京）

☎ 052-446-8651（名古屋）

✉ mikio.sonoda@mhm-global.com

弁護士 井上 淳

☎ 03-6266-8566（東京）

✉ atsushi.inoue@mhm-global.com

MHM Asian Legal Insights

今月のコラムーチートデイしてごめんなさい（シンガポール）ー

シンガポールに長年駐在していると悩むのが余暇の過ごし方です。その国土の狭さが故、観光地等も限られており、特にコロナ期間中で国外に出られなかったときは、やる事が尽きて時間を持て余してしまったという現地駐在の方もいらっしゃるのではないのでしょうか。

とは言え、シンガポールは自他共に認める東南アジアのハブ拠点。コロナによる規制が緩和されてからは、エンタメ分野でも様々なイベントが開催されています。直近でまず思い浮かぶのはF1のシンガポールGPですが、音楽イベントも多数開催されており、2024年だけでも、テイラー・スウィフトという超メジャー級からYOASOBI、King Gnuのような日本人アーティストまで多くのアーティストのコンサートが開かれています。

さて、長々と前置きを書きましたが、YOASOBI、King Gnuの流れで、私がひそかにシンガポールでのライブ開催を期待している日本人アーティストがいます。その日本人アーティストがシンガポールの観光地で最近ミュージックビデオを撮影したとの報に接し、今回その現場を友人と検証してきました。まずは、こちらをご覧ください。



Waterloo St. (1:24~)



Bussorah St (1:41~)



Baghdad St (1:03~)



Gardens by the Bay (1:35~)



Marina Bay (0:14~)

MHM Asian Legal Insights

このコラムのタイトルと上の写真で「あーあれね」とピンときた方がいれば、間違いなくこちら側の人間だと思いますが、そう、これは乃木坂 46 の 36 枚目シングル、『チートデイ』のミュージックビデオのロケ地です（撮影場所の隣の数字は、同じ場所が出てくるミュージックビデオの再生時間です。）。このミュージックビデオは、シンガポール政府観光局の協力の下に撮影されたもので、上の写真で挙げた場所以外にも、セントーサのパラワンビーチ、チャイナタウン、リトルインディア、カトンのショップハウス等、有名観光地がミュージックビデオ中で網羅されています。

シンガポールのことをある程度知っている方が見れば、「あそこ行ったことある！」というシーンが数多く出てくるはずですので、アイドルに興味の無い方も仕事の息抜きにいかがでしょうか（YouTube で「チートデイ」と検索すればすぐに出てきます。）。もしかしたら、最近はやりの推し活のきっかけになるかもしれません。

（弁護士 内田 義隆）

MHM Asian Legal Insights

NEWS

➤ IFLR1000 2024 にて高い評価を得ました

当事務所の各分野と弁護士が日本において以下の通り高い評価を受けております。さらにシンガポール、タイ（Chandler MHM Limited）及びベトナムにおいても以下の分野と各オフィスに所属する弁護士が上位グループにランキングされ、高い評価を受けております。

分野

JAPAN

- ・ Banking (Tier 1)
- ・ Capital markets : Debt (Tier 1)
- ・ Capital markets : Equity (Tier 1)
- ・ Capital markets : Structured finance and securitisation (Tier 1)
- ・ M&A (Tier 1)
- ・ Private equity (Tier 1)
- ・ Project development (Tier 1)
- ・ Project finance (Tier 1)

THAILAND

- ・ Banking and finance (Tier 1)
- ・ Projects (Tier 1)
- ・ Restructuring and insolvency (Tier 1)
- ・ M&A (Tier 2)
- ・ Capital markets : Debt (Tier 3)
- ・ Capital markets : Equity (Tier 3)

VIETNAM

- ・ M&A (Tier 4)
- ・ Banking and finance (Notable)
- ・ Projects (Notable)

➤ asialaw 2024 にて高い評価を得ました

当事務所は asialaw 2024 にて Outstanding firm として紹介され、当事務所と当事務所の弁護士が以下の分野及び業種において高い評価を得ております。

さらにタイ（Chandler MHM Limited）、ベトナム、インドネシア（ATD Law in association with Mori Hamada & Matsumoto）、フィリピン（Tayag Ngochua & Chu, a member firm of Mori Hamada & Matsumoto）においても同様に高い評価を得ております。

MHM Asian Legal Insights

分野

JAPAN

Practice area

- Banking and finance (Outstanding)
- Capital markets (Outstanding)
- Competition/antitrust (Outstanding)
- Construction (Outstanding)
- Corporate and M&A (Outstanding)
- Dispute resolution (Outstanding)
- Intellectual property (Highly recommended)
- Investment funds (Outstanding)
- Labour and employment (Outstanding)
- Private equity (Highly recommended)
- Regulatory (Outstanding)
- Restructuring and insolvency (Outstanding)
- Tax (Outstanding)

Industry sector

- Banking and financial services (Outstanding)
- Consumer goods and services (Outstanding)
- Energy (Outstanding)
- Infrastructure (Highly recommended)
- Insurance (Highly recommended)
- Media and entertainment (Highly recommended)
- Pharmaceuticals and life sciences (Recommended)
- Real estate (Outstanding)
- Technology and telecommunications (Recommended)

THAILAND

Practice area

- Banking and finance (Outstanding)
- Capital markets (Recommended)
- Construction (Highly recommended)
- Corporate and M&A (Outstanding)
- Dispute resolution (Highly recommended)
- Labour and employment (Highly recommended)
- Restructuring and insolvency (Highly recommended)

Industry sector

- Aviation and shipping (Highly recommended)

MHM Asian Legal Insights

- Banking and financial services (Outstanding)
- Consumer goods and services (Highly recommended)
- Energy (Outstanding)
- Industrials and manufacturing (Highly recommended)
- Infrastructure (Outstanding)
- Insurance (Highly recommended)
- Real estate (Highly recommended)
- Technology and telecommunications (Highly recommended)

弁護士

JAPAN

Practice area

- Banking and finance
Elite practitioner: 佐藤 正謙
Distinguished practitioner: 石川 直樹、青山 大樹
Notable practitioner: 岡谷 茂樹、末廣 裕亮
- Capital markets
Elite practitioner: 鈴木 克昌
Distinguished practitioner: 尾本 太郎、根本 敏光
Notable practitioner: 藤津 康彦
Rising star: 佐伯 優仁
- Competition/antitrust
Distinguished practitioner: 伊藤 憲二
- Corporate and M&A
Elite practitioner: 石綿 学
Distinguished practitioner: 棚橋 元、大石 篤史
Notable practitioner: 土屋 智弘、戸嶋 浩二、松下 憲
- Dispute resolution
Distinguished practitioner: 関戸 麦
Rising star: ダニエル・アレン
- Energy
Distinguished practitioner: 小林 卓泰
- Infrastructure
Elite practitioner: 前田 博
- Intellectual property
Distinguished practitioner: 三好 豊
Notable practitioner: 岡田 淳

MHM Asian Legal Insights

- Investment funds
Elite practitioner: 三浦 健
Distinguished practitioner: 竹野 康造、大西 信治
- Labour and employment
Distinguished practitioner: 高谷 知佐子
- Private equity
Elite practitioner: 石綿 学
Distinguished practitioner: 棚橋 元
- Real estate
Distinguished practitioner: 小澤 絵里子、蓮本 哲
Rising star: 内津 冬樹
- Regulatory
Rising star: 山内 洋嗣、堀尾 貴将
- Restructuring and insolvency
Elite practitioner: 藤原 総一郎
Notable practitioner: 稲生 隆浩
- Tax
Distinguished practitioner: 大石 篤史

Industry sector

- Energy
Notable practitioner: 岡谷 茂樹
- Real estate
Distinguished practitioner: 尾本 太郎
Notable practitioner: 藤津 康彦
Rising star: 佐伯 優仁
- Pharmaceuticals and life sciences
Rising star: 堀尾 貴将

THAILAND

Practice area

- Banking and finance
Elite practitioner: ジェッサダー・サワッディポン
Distinguished practitioner: ジョセフ・ティスティウオン
Notable practitioner: スパトラー・サターポンナーノン
Rising star: サランポーン・チャイアナン
- Capital markets
Distinguished practitioner: ドウアンポーン・プラセートソムスック

MHM Asian Legal Insights

- Corporate and M&A
Distinguished practitioner: アカラボン・ピチエードヴァニチョーク
Notable practitioner: 秋本 誠司
- Dispute resolution
Notable practitioner: ワリー・シンシリクン
Rising star: ナティー・シーラチャルアン
- Real estate
Distinguished practitioner: タナナン・タマキアット

Industry sector

- Energy
Elite practitioner: ジェッサダー・サワッディポン
Distinguished practitioner: ジョセフ・ティスティウオン
Notable practitioner: スパトラー・サターポンナーノン
Rising star: サランポーン・チャイアナン

VIETNAM

Practice area

- Corporate and M&A
Notable practitioner: ハ・ティ・ヅウン
Rising star: 西尾 賢司

INDONESIA

Practice area

- Banking and finance
Notable practitioner: アバディ・ティスナディサストラ

THE PHILIPPINES

Practice area

- Competition/antitrust
Notable practitioner: Carlos Martin Tayag

➤ **asialaw Awards 2024 にて受賞しました**

asialaw 主催の asialaw Awards 2024 の授賞式が 2024 年 9 月 26 日にマレーシアで行われ、当事務所および当事務所のバンコクオフィス (Chandler MHM Limited) は以下のカテゴリーにて受賞しました。詳細は、asialaw のウェブサイトに掲載されております。

MHM Asian Legal Insights

森・濱田松本法律事務所

JURISDICTIONAL AWARDS

Japan Female Lawyer of the Year: 高谷 知佐子

Chandler MHM Limited

CLIENT CHOICE AWARDS

Thailand Lawyer of the Year: ジェッサダー・サワッディポン

Thailand Honorable Mention Lawyer: タナナン・タマキアット